

報告第22号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月27日

甲賀市長 岩永裕貴

専決第11号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年11月10日

甲賀市長 岩永裕貴

668, 932円

(参考) 令和7年9月9日、甲賀市甲賀町小佐治地先において、市が設置したグレーチングを相手方の車両が通行した際に跳ね上げてその一部を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

## 報告第22号 参考資料

### 議会の委任による専決処分の報告について

#### (和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

#### 【概要】

令和7年9月9日、甲賀市甲賀町小佐治地先において、市が設置したグレーチングを相手方の車両が通行した際に跳ね上げてその一部を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

【賠償金】 668,932円

【示談日】 令和7年11月10日

#### 位 置 図

